

# 中野区教育委員会会議録

平成28年第5回臨時会

平成28年8月18日

中野区教育委員会

平成28年第5回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成28年8月18日(木曜日)

開会 午後6時45分

閉会 午後7時46分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事(子ども教育経営担当) 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事(学校再編担当) 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事(学校教育担当) 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事(子ども教育施設担当) 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会教育長 小林 福太郎

○傍聴者数

0人

○議題

1 議決事件

- (1) 第24号議案 もみじ山文化センター等省エネルギー改修事業委託契約に係る意見について

2 協議事項

- (1) 第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画について

○議事経過

午後6時45分開会

田辺教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第24号議案「もみじ山文化センター等省エネルギー改修事業委託契約に係る意見について」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第24号議案「もみじ山文化センター等省エネルギー改修事業委託契約に係る意見について」につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、議案書をご覧いただきたいと存じます。下の部分でございます。「もみじ山文化センター等」というのは、中野区社会福祉会館、野方区民活動センターを含むという内容でございます。今般、もみじ山文化センターにつきまして、中央図書館が併設をされているということから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から教育委員会に意見を求められたというものでございます。契約の内容でございますが、恐れ入りますが、別紙をごらんいただきたいと存じます。

まず「省エネルギー改修事業」ということでございますが、こちらにも記載してございます、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の第5条に位置付けられております省エネルギー改修事業を行うものでございます。これを委託契約により行うものでございます。

具体的内容につきましては、記以下でございます。

まず契約の方法でございますが、プロポーザル方式によりまして、優先交渉権者を選定いたしまして、随時契約を行います。

また、契約金額でございますが、7億4,952万円でございます。

また、4番、契約の相手方でございますけれども、記載のとおり、ジョンソン・東京ガ

ス・さかえE S C O事業共同企業体でございます。

今後の予定ということでございます。ご議決をいただきましたら、区議会第3回定例会に提案をいたします。その後、区議会議決を経まして、本年11月から3月まで改修工事を行うといった内容でございます。

改修工事の細かな内容ということで、参考資料をごらんいただければと思います。いわゆる「E S C O事業」と申しております内容でございます。エネルギー管理の技術やノウハウを有する専門事業者に、設計・施工等を包括的に委託いたしまして、設備更新経費の軽減でありますとか、光熱水費の縮減、また補助金の活用等を図る事業、これを総合して「エネルギー改修事業」と申しております。これを今般実施するといった内容でございます。

提案説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

今、副参事からも説明させていただきましたように、この、もみじ山文化センターの中に中央図書館があるということで、中央図書館も、このE S C O事業が実施される施設ということでご理解をいただければと思います。

それでは、本議案について、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

田中委員

このE S C O事業に取り組むことで、補助金が出るということになるわけなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今般、7億4,900万円余りの契約でございますけれども、補助金として3億数千万円が見込まれているということでございます。まだ正式に国の内示が出ておりませんので、正式な額ではないのですけれども、概算ではそのような見込みでございます。

田中委員

ということは、区の財源としては4億ぐらいを支出して、国から3億円ぐらいの補助金を受けるといことでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ご指摘のとおりでございます。また、そのほか、先ほど申しましたけれども、設計や施工を包括的に委託することによりまして、設備が更新されるものでございますので、光熱水費の縮減も図っていくということでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご質疑等ございますでしょうか。

渡邊委員

確認なのですがけれども、この、別紙のほうの契約書のところには、省エネルギー改修事業委託と書かれていますが、これは国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律に基づいて、必ず取り組まなければならないということなのですか。取り組まなくてもよいということになるのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

この、E S C O事業を適用するかどうかというのは、その施設の規模でありますとか、性質により、選択をするということができるといってございます。この法律では、国がそういった契約の推進に関する基本方針が定められております。一般的な地方自治体等を含めた、責務ということでは、そういった温室効果ガスの排出の削減に配慮した内容に努めなければならないといったことは規定をされているところでございます。

しかし、この事業を選択するかどうかは施設の規模によります。

渡邊委員

選ばなくてもよろしいけれども、すべきというようなイメージで考えているのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員ご指摘のとおりでございます。

渡邊委員

そうした場合に、国の環境とかを考えれば、この省エネに対応するということは実に有意義なことだと思います。ここでは、省エネをしたら、例えば電気のコストがこれぐらい安くなるというような、もう少しわかりやすい表現は、この試算の中に入っているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今回の、E S C O事業を採用することによりまして、通常設備を更新するよりも、経費につきましては安いと考えております。さらには、今後も光熱水費等につきまして、削減効果がみられるということが、プロポーザル方式によります提案の内容の中で、確認ができましたので、今回、この事業を採用することとしたということでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 24 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画について」を協議いたします。

ここでお諮りします。本件は、現在、政策決定過程における案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(平成 28 年第 5 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

田辺教育長

初めに、事務局からご説明をお願いします。

副参事(子ども教育施設担当)

それでは「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画について」ご説明いたします。

この基本構想・基本計画につきましては、案を 6 月に策定いたしまして、それに基づきまして意見交換会を行いました。その意見交換会をもとに、様々な精査を行って、最終的な基本構想・基本計画をまとめている過程でございます。

今日は資料といたしましては、A3 判の比較表と、それからそれぞれ検討いたしました案につきましてはの図面をお持ちしましたので、それにより説明をさせていただきます。

本文につきましては、現在、精査・校正中でございます。内容的には、基本構想・基本

計画（案）とほぼ同じような内容で書いてございます。基本構想・基本計画（案）では、配置案を、三つ提示してございました。それぞれ、6階建ての建物の案が二つと、8階建ての建物の案を一つ提示いたしました。それに基づきまして意見交換会を行いまして、図書館と（仮称）総合子どもセンターにつきましては、この基本構想・基本計画（案）で示しました図面では、部屋の配置等を入れてございませんでしたので、必要な部屋の配置等を入れるという作業を行ってございます。その過程の中で、当初6階建てということでは計画を立ててございましたが、利用者の方の利便性を高めるための、各部屋の配置ですとか、通路、それからスペース等の確保ということを行いますと、6階では十分収まり切れず、今回、8階建ての案を二つ、検討材料といたしました。

また、用途地域、ここの場所を最大限利用した場合に、どれぐらいの建物が建てられるかということで、10階建ての案を検討いたしました。

A3の資料をご覧ください。案三つでございまして、1案が8階建てでございまして、配置がそこに書いてございますように、学校は3案とも同じ、1階から5階建てでございまして、案1は体育館が2階、それから図書館が5階から8階、総合子どもセンターが2階から5階というものでございまして、総面積が1万5,901平方メートル。

それから、案2でございまして、こちらは体育館は同じように2階でございまして、図書館が2階と7階から10階、それから総合子どもセンターが2階から6階で、総面積が1万7,413平方メートル。

それから、案3でございまして、これは8階建てで、これは図書館を1階・2階に配置した案でございまして、これは意見交換会の中でも、図書館を低層階に配置してほしいというふうな要望もありましたので、それに基づきまして検討したものでございまして、図書館が1階・2階と4階、それから総合子どもセンターが5階から8階、総面積が1万5,372平方メートルでございまして。

では、それぞれの案につきまして、図面に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、図面の右下に「8F案」というものが、案1でございまして、1枚目が1階部分でございまして、薄い水色の部分が図書館のスペース。それから下のほうのやや薄い緑色のところが（仮称）総合子どもセンターのスペース。それからオレンジ部分は体育館等のスペースになってございまして、1階部分には入口と、半地下の武道場を設置するというような形になってございまして。

次のページでございまして、8F案の2階・3階でございまして、先ほど申しましたよう



に、2階から5階が総合子どもセンターということで、この場合2階のところは、適用指導の対象の部屋になってございます。それから同じフロアに体育館を配置しております。それから3階が、職員執務室と、それから最初に相談に来られた方の受付を行うフロアでございます。

それから3枚目でございますが、4階部分でございます。4階部分は、継続して相談される方、また、いろいろな診断を受ける方のための部屋ということで、そういった部屋を配置してございます。それから5階の部分は、図書館と半分ずつになってございまして、総合子どもセンターにつきましては相談室の一部、それからバックヤード的な設備等を配置してございます。図書館につきましても、バックヤードのようなものを配置してございます。

それから4枚目でございますが、6階から8階が図書館部分でございます。6階の部分は、主に、子どもの本の広場。それから、教育・子育てを考える部屋などを配置した階層でございます。

それから7階部分が、もう一つの柱であります、ビジネスマン向けのスペースということで、ビジネスの部屋。それから芹沢文庫なども同じフロアに配置してございます。

それから最上階が、教育センターの研修機能、それから図書館主催事業などを行えるような、研修室、講演室等を兼ねたスペースでございます。

次に、二つ目が「10F案」、右下に書いてある配置図でございます。1階部分につきましては、入口のところが、共通エントランスになってございます。これは後ほど、再度説明をいたします。1階部分は同じように武道場を設けまして、次のページでございますが、2階部分が体育館と、(仮称)総合子どもセンターと図書館のバックヤード部分。それから3階が、先ほどと同様に適用指導教室の主に対応する部屋。

それから3枚目になりますが、4階部分、5階部分が、継続して相談、あるいは診断を受けたりする方の部屋というふうになってございます。

それから、6階部分、こちらもそういった部分でのスペースをとってございます。それから、7階から10階についてが図書館部分でございまして、大体先ほどと同じような、フロアごとに目的別の部屋を設置してございます。

なお、10階建ての場合、一つ条件がつきます。入口のところに、薄い水色の部分、非常用エレベーターというふうに表示してございます。9階建て以上の建物になりますと、この、非常用エレベーターというのを必ず設けなければならないという建築基準法上の規定

がございます。またエレベーターの前にも少しスペースがございますが、必ずこういうスペースを設けなければならないという規定になってございます。しかも、このエレベーターにつきましても、各階止まりのエレベーターでなければならないという規定がございます。

それから、次のページをめくっていただきますと、この薄水色のところと学校の間、併設施設の部分に、少しクリーム色の部分をはみ出しております。これやはり同様に、9階建て以上の建物になりますと、隣接する建物の間に、学校と接する5階まで、非常用の連絡通路を設けなければならないという規定がございます。そういった部分で、10階建ての建物の場合は、制約が生じてございます。

それから、次の図面でございますが、こちらは図書館を1階・2階に配置した図面でございます。図書館部分につきましても、1階から直接図書館に入れるような形になっておりまして、薄い緑色の部分が、総合子どもセンターへの入口とエレベーターという形になってございます。この場合には、1階・2階に図書館を設置いたしますので、武道場と体育館が3階に配置となります。その上に、教育センターの研修機能が4階の部分に入りまして、それから5階から8階までの4フロアが（仮称）総合子どもセンターのフロアという形になってございます。

以上がそれぞれの案の特徴でございます。

この中で、もう一度、A3のほうの比較表にお戻りいただきたいのですが、機能面・技術面での比較をこの3案について行いました。一番目の8階建て案につきましても、比較的図書館と総合子どもセンターがそれぞれ5階を境にいたしまして、上と下というような形で比較的コンパクトにまとまっておりますが、10階建て案、それから図書館1階・2階の案ですと、そういった部分の部屋が少し分散してしまうということがございます。

それからもう一つ、先ほど申しましたように、10階建て案の場合には、先ほどのような非常用エレベーター、それから連絡通路、そういったものを必ず設けなければならないということで、その分のスペースがどうしてもとられてまいります。図書館、総合子どもセンターが一番広いスペースは取ることができるのですが、そういった部分の条件が付くということと、もう一つは構造面でも、ほかの8階建てが鉄筋コンクリート造でよろしいのですが、10階建ての場合は鉄骨鉄筋コンクリートで造らなければならないということでございます。

それからもう一つ、10階建て案は少し工期が、ほかの2案に比べて要するというところでございます。

それから、先ほど申しましたように、非常用エレベーターが各階止まりということになりますので、図書館と総合子どもセンターの利用者が混在するという危険性はどうしても生じてしまいます。なかなかそういった形で、内部的にいろいろな案内をしたとしても、各階に職員が配置をしているわけではありませんので、十分防ぎ切れるのか、そういった部分の懸念材料というのはございます。

それから三つ目の案の図書館を1階・2階に持っていく場合ですが、3階に体育館と武道場が配置になります。下側が図書館ということで、ある程度静かに、お客様が過ごせなければならぬのですが、そういった体育館の防音とか、あるいは振動についていろいろ検証いたしました。どのような工事をやったとしても、100%それは解消できるものではないということです。

それともう一つは、体育館・武道場というのは、災害時の避難所としての役割もございます。1案・2案につきましては、1階部分と2階ですので、比較的、その避難所になった場合も動きやすいとは思いますが、第3案ですと3階のところに避難所ということで、なかなか利用については難しいのではないかと懸念材料もございます。

以上の理由等からですが、A3判の右のほうをごらんください。教育委員会事務局といたしましては、この案1の8階建て案を基本構想・基本計画として、決定していきたいというふうに考えてございます。理由といたしましては、そこに書いてございますように、先ほど申しました、比較的それぞれの機能がバランスがよいということと、それから10階建て案は、全体としては広いスペースがとれるのですが、どうしても部屋が分散をしてしまうというところでの、利用者それから管理する側にとっても少し利用しづらい部分もあるのではないかと。それから先ほども申しました、避難所機能という問題がございます。

それからもう一つ、工期でございますが、大体8階建て案ですと、24カ月ぐらい。10階建て案ですと27カ月ぐらい要するという想定でございます。大体平成30年度の6、7月ぐらいから工事を始める予定にしておりますが、それでいきますと、8階建て案ですと、大体32年度の夏休み前に工事が終わって、そこから初度調弁とかいろいろな施設面での配置ですとか、引っ越しなどを、夏休みにやって、夏休み明けから新しい校舎の供用ができるという見込みがありますが、10階建て案ですと、少しそれが遅れてしまいますので、なかなかそういった部分の時間が取りづらいということがございます。そういったことから、8階建ての案を基本としていきたいというふうに考えてございます。

なお、今後、それに伴って検討すべき条件というものもございます。比較的案1がよ

いということですが、やはり三つの施設、学校それから図書館、(仮称)総合子どもセンターと、三つの施設が同じところに入りますので、やはり動線についてはさらに十分検証していかなければならないと思っています。

田辺教育長

今までご意見いただいているものを条件として、これからも検討していきたいというふうに思っています。

副参事(子ども教育施設担当)

今後の予定でございますが、この案で教育委員会事務局として決定した後、9月の下旬から10月の中旬にかけて、説明会を地域で行っていききたいというふうに考えております。

それからその後、基本設計・実施設計を29年度末、30年の3月までに基本設計・実施設計を行いまして、30年度から32年度にかけて、校舎の建築工事等を行っていくと。それで先ほど申しました、32年度の供用開始というふうな予定でございます。

説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

田中委員

この面積のことなのですが、数字で比較すると、やはり広いほうがいいだろうということになってしまうと思うのですが、学校の部分はほとんど変わらないと思うので、図書館と総合子どもセンターですか。図書館が10階に比べると第1案のほうで400平方メートルぐらい、それから総合子どもセンターのほうは800平方メートルぐらいの差があるのですが、実際に図書館とか、総合子どもセンターの機能として、8階建てのこの広さでも十分なものなのではないでしょうか。あるいは10階建てでこれだけ広くなることで、すごく大きなメリットが生まれるのでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

副参事(子ども教育施設担当)

図書館も総合子どもセンターも、1案で、当初想定していた必要な広さは確保できてございます。

田辺教育長

10階案にすると、共用部分などが結構、取られるということがありますので、有効面積からすると広いように見えますけれども、10階建て案だとロスがあるように思います。

田中委員

ということは、要するに第1案でも、本来目指していた機能を十分に発揮できるだけの広さだということなのですね。

副参事（子ども教育施設担当）

補足いたしますと、あくまでも、スペースだけで面積をとってございますので、先ほど教育長が申されたような、例えば非常用エレベーターの部分ですとか、通路の部分ですとか、そういったものの、面積も入っております。

それでは、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

校舎の広さですとか総合子どもセンターの広さというのは、必要最低限の広さではなくて、少し余裕をもった形で作られたもので、8階は十分であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりです。

渡邊委員

それで、10階案の中で、非常用エレベーターの設置が今回は少し無駄なスペースになると言ったのですけれども、安全面を考慮した上では、連絡通路と、非常用エレベーターというのは8階においても設置を検討してもいいのではないかなというふうな気持ちはあるわけですが、そのあたりももう一度ご検討いただきたいなというふうに思います。

それと、最低限の必要な面積を確保するのは8階で、この地域に建てられるのが最大で10階ということであれば、どちらかというとその中間案というのも、あってもいいかなというのも少し考え方としてはあるのではないかなと思います。その辺りももう一度少し検討していただいて、やっていただきたいと思います。

それと、根本的な話なのですが、トラックについて、校舎の周りを走り回れますと言っていたのですけれども。このスペースを、寄せるとかして、校庭をより広くとるという考え方というのはされたかどうか。例えば、この通路というのは、このランニングのとき以外は何も使わないのではなくて、何かに使うのでしょうか。ただ、車を置いてしまったりしたら、もう、ランニングのスペースはないので。このスペースをそのまま校庭に持っていったら、結構、砂場ではないですが、走り幅跳びだとか、そういったものにも利用できます。4メートルぐらい取っているということですよ。ですから、今後、できる限り校庭も広く取ってあげようというコンセプトも、考えていただきたいと思います。

田辺教育長

今のご意見は、今度の設計等の検討で参考にさせていただくということでよろしゅうございますか。

渡邊委員

よろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかに、ご意見ございますか。

小林委員

今、渡邊委員が言われた、校庭を広くとるということについては、私も、とても大事な事かなと思います。あまり、外周を走るということに関しては、それほど大きなメリットはないかなと思います。それから、三つの案とも、学校の図書室に関しては、いわゆる複合施設としての図書館との結びつきが、あまり考えられていないようなので、私としては、できたらせっきく新しいタイプの学校を造るということですので、学校とそうした区の施設が、融合的に使えるようなこともぜひ検討してみてもいいのかなというふうには思っています。

それから、これは管理上とか、学校はどうしても、従来どおりのものをイメージしますが、けれども、むしろここは、私たち教育行政、または教育委員の中で主導して、新しい教育を築いていくのだという、そういう思いから少し検討してみてもいいのかなというふうには思っています。

以上です。

田辺教育長

何回か小林委員からも、同様のご意見いただいておりますので、十分検討させていただきます。

ほかにございますか。

小林委員

細かく見ていないのでわからないのですが、例えば、総合子どもセンターなど見ますと、いわゆる配置で窓のない部屋が幾つかどうしても出てくると思うのですね。意図的にそういうスペースも必要かもしれませんが、できる限り、窓を設置するような配慮も必要なのかどうか、この辺は心理職の専門の方にもご意見を伺っていくといいかなというふうには思っています。

田辺教育長

ご意見ということで承ります。

よろしいですか。それでは、事務局で検討しました方向に、本日のご意見を踏まえまして、基本設計に反映させていくように、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ここでお諮りいたします。第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想及び基本計画の策定の協議につきましては、会議を非公開としましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、順次、当該会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、そのように公開することに決定しました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

それでは、協議を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第5回臨時会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午後7時46分閉会